記載要領

1　各面共通事項
１枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

2　添付書類（２）－１
「出資割合」の欄には、株式会社にあっては当該株主が保有する株式の発行済株式総総数に対する割合を、その他の法人にあっては当該出資者が出資をした額の出資金額に対する割合を記入すること。

3　添付書類（３）－１
① 生年月日については、和暦（大正はＴ、昭和はＳ、平成はH、数字は２桁半角）にて記入すること。

② 役員（法人であるものを除く。）、不動産特定共同事業施行令（平成６年政令第413号）第10条で定める使用人及び事務所ごとに置かれる不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号）第50条第２項において準用する第17条第１項に規定する者の１人１人についてそれぞれ作成すること。
なお、「賞罰」の欄は、法第６条第10号ハからヲのうち該当するものを全て記入すること。

4　添付書類（３）－２
役員が法人である場合に、当該法人について作成すること。なお、「賞罰」の欄は、法第６条第３号及び第９号のうち該当するものを全て記入すること。

5　添付書類（３）－３
実務経験が複数の法人にわたる場合には、法人毎に作成すること。

6　添付書類（３）－４
不動産特定共同事業法施行規則（平成７年大蔵省・建設省令第２号）第21条第１項第３号に規定する登録証明事業による証明を受けている者の１人１人についてそれぞれ作成すること。なお「登録証明事業名」の欄には、当該証明に係る事業の名称を記入すること。

7　添付書類（４）
小規模不動産特定共同事業の業務を執行するための組織に関する事項としては、組織図及び各組織が担当する業務の概略、重要な業務を担当する者の知識及び経験などを記載すること。